

家庭・地域における



高齢者の尊厳保持を

高齢者虐待の防止を通して



石川県

ひょっとして

高齢者虐待？

と思ったら・・・



虐待を受けて困っている
高齢者自身やそれを見
かけた人は、どうしたら
いいの？

→2ページへ

『虐待』って、叩かれた
りすることだけなの？

→2ページへ

こんなことになる前
にもっと早く、気がつ
いてあげていれば・・・

→3ページへ



介護負担のストレスから、
家族が虐待に至ったケー
スも少なくないらしい・・・

→4ページへ



次のような行為は「虐待」です

身体的虐待

叩いたり、蹴ったり、無理に食事を口に入れたりすること等



心理的虐待

悪口を言ったり、怒鳴ったり、意図的に無視したりすること等



性的虐待

キス等を強要したり、排泄の失敗で懲罰的に下半身を裸にして放置すること等

経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を高齢者の意思に反して使用すること等



介護・世話の放棄・放任

高齢者に食事や水分を十分に提供せず、栄養失調や脱水症状の状態にさせたり、必要な介護・医療サービスを理由なく制限したり使わせないことや、室内にごみを放置するなど劣悪な環境で生活させること等



虐待を疑うきざしはあるの？

⇒3ページへ

高齢者虐待の通報等の義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、**速やかに市や町に通報しなければなりません。**

また、生命又は身体に重大な危険が生じていない場合であっても、速やかに市や町に通報するよう努めなければなりません。

虐待を受けた高齢者自身も市や町に届出することができます。

通報等は各市町の窓口または地域包括支援センターへ

プライバシーは保護されます

通報者や届出された高齢者を特定させる情報を漏らしてはならないとされていますし、通報内容の確認は市町職員等が行いますので、ご安心ください。

通報や届出を受けた市や町が責任を持って対応します。県は、市や町をサポートします。

なぜ虐待が起こってしまうの？
対応ってどんなことをするの？

⇒4ページへ

高齢者虐待のきざし(兆候)

叩かれたりして困っていても、日頃からお世話をしてくれる家族等をかばうため、高齢者が意思表示しない場合があります。

身近にいる方々が高齢者虐待のきざし(兆候)に早期に気づいてあげることによって、その深刻化を防ぐことができます。

下記には、虐待を疑うきざしの一例を示しています。

高齢者の状態

① 身体状態

- 説明のつかないけがや傷がある
- サービス提供時、体に触られるのを嫌がる
- 放置された床ずれなど状態が悪化している
- 適切な治療や薬が与えられていない
- いつも、空腹を訴えたり、栄養失調・脱水症状がみられたりする
- 濡れたまま・汚れたままの下着や服を着ている
- 入浴しておらず、異臭が漂うなど不衛生な状態である



② 精神的状態

- 涙もろさ・抑うつ・興奮・不安・怒りなど情緒が不安定である
- 自尊心の欠如が見られる
- 極端に服従的・依存的態度が見られる
- 表情が硬く、ひどく脅えている
- 表情が乏しく、無気力である
- 介護者や家族がそばにいないと、自己主張しない
- 人と会うのを避ける



家庭・社会環境の状況(生活状態)

- 掃除されておらず、汚物・ごみ・埃の中で生活し異臭がする
- 室温や環境の調整がされていない
- 介護者が家を何日も留守にする
- 家賃や公共料金の未払いや滞納がある
- 年金や生活費がすぐなくなる



家族等の状態

- 何事にも無気力な表情
- 高齢者を無視した態度が多い
- 高齢者に対して、怒鳴っている
- 高齢者や介護に対する不平・不満が多い
- 高齢者に介護サービスを受けさせない
- 介護サービス事業者等に対し非協力的で、会話しようとしらない
- 高齢者を親戚・友人等に面会させない



これらに当てはまるかどうかは、日頃のお付き合いなどから確認するようにしてください。そして、これらに多く当てはまる場合には、特に注意する必要があります。

- 高齢者が介護保険サービス等を利用している際に話しかけるなどして、心身の変化等を捉える
- 高齢者宅を訪問し、高齢者本人やその家族等の様子を伺い、相談にのる
- 市町やその地域包括支援センターに相談する

虐待の発生要因と対応

主な虐待の発生要因は・・・

- 虐待者の介護疲れ、ストレス
- 虐待者の障害・疾病
- 被虐待者の認知症の症状
- 経済的困窮（経済的問題）

家族等にも支援の手を

虐待をしている家族等自身も、思い悩んでいます。

- 適切な介護方法を理解していない
- 毎日の介護で、肉体的精神的に疲れている

こんな場合には、家族等だけに責任を押し付けても、虐待問題の根本的解決にはなりません。



対応方法は？

→5ページへ

高齢者虐待と認知症

高齢者虐待の主な発生要因として、被虐待者の認知症の症状が挙げられています。

厚生労働省の調査では、家族等から虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定を受けている方は約7割で、そのうち約7割の方に認知症の症状がみられました。
(虐待を受けた高齢者のうち、約半数に認知症の症状があるということになります。)

その原因は、認知症に対する正しい知識や接し方の理解等が不足していることが考えられます。

認知症は病気のひとつ

認知症は、病気のひとつで、誰でも発症する可能性があります。
早期発見・治療により改善する場合や薬によって症状の進行を遅らせることができる場合もあります。

認知症の高齢者との接し方

認知症の方も、誇りを持った一人の人間です。
認知症の高齢者の方と接するときは、次のような姿勢が大切です。

- 驚かせない
- 急がせない
- 自尊心を傷つけない

認知症という病気を理解して、さりげないサポートを心がけましょう。



家族等の支援のため

市や町では

- 短期間でも高齢者を受け入れるための居室を確保するための措置
- 就労や生活のための支援や債務整理などの法的相談、介護教室の紹介等による介護方法の指導など多面的な助言

を行い、高齢者の介護に関して家族等が抱える不安を軽減するための取組を実施することとしています。

県ではこんな活動を行っています

地域見守りネットワーク

県と協定を締結した民間企業（スーパーやコンビニ、配達業者など）が、ふだんの生活や仕事の中で、住民のちょっとした異変に気づいた時に行政へ連絡を行うものです。

この活動は、特定の誰かや特定のご家族を見守るものではなく、対象を特定しない「ゆるやか」な見守り活動です。

具体的な

対応例

在宅介護サービス等の(追加)利用

ご家族等が介護負担で困っている場合や認知症の介護方法をよく理解されていない場合などには、次のような在宅介護サービス等の利用を提案します。



○訪問介護	ご自宅にホームヘルパーが来て、食事や入浴などの介助等を行います
○デイサービス	デイサービスセンターに通われる高齢者に、食事や入浴などの支援等を行います
○ショートステイ	家族等の休息などのため、特別養護老人ホームなどを短期間利用して、日常生活の支援等を受けます
○地域支援事業	市町が、ご家族等に介護方法などを学んでいただくための教室等を開催しています

※上記は例示で、このほかにさまざまなサービスがあります。

施設への入所

高齢者自身やご家族等の心身の状況では、在宅での生活が困難であると思われる場合、特別養護老人ホームなどの利用を提案します。

○特別養護老人ホーム	日常生活で常に介護が必要な方が入所して、日常生活上のお世話等を受けます
○グループホーム	認知症の方が入所して、日常生活上必要なお世話等を受けます

※上記は例示で、このほかにさまざまなサービスがあります。

やむを得ない事由による措置

虐待により、高齢者の心身の状態が悪化し契約を結べず、契約を代理する家族もない場合などに、市町長の命令により、高齢者が次のサービスを利用できるようにするものです。

- 特別養護老人ホーム
 - グループホーム
- など

対応例のつづき

見守り

市町の職員や民生委員等地域の連携で、ご自宅を訪問したり、声をかけたりするなどにより、高齢者自身やご家族等の様子を定期的にお伺いし、心身の状況等を確認します。

成年後見制度・福祉サービス利用支援事業の活用

認知症高齢者など判断能力が不十分な方の財産管理や権利擁護のためのしくみです。

(1) 成年後見制度

	区分	判断能力	援助人
法定後見	後見	常に欠けている	成年後見人
	保佐	著しく不十分	保佐人
	補助	不十分	補助人
任意後見	将来、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ、任意後見人となるものとの間で契約を締結		任意後見人



成年後見制度の利用の申立は、高齢者の住所地の家庭裁判所で行うこととなりますが、利用のご相談は、市や町の地域包括支援センターへお尋ねください。

(2) 福祉サービス利用支援事業

①福祉サービスの利用援助	住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
②日常的金銭管理サービス	毎日の生活に必要なお金の出し入れや医療費、公共料金の支払いなど
③書類等の預かりサービス	年金証書、権利証、預金通帳、実印などの保管



利用のご相談等は、石川県社会福祉協議会内石川県福祉サービス利用支援センター（電話 076-234-2556）又はお近くの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

認知症高齢者と家族を支える取組み

厚生労働省の調査では、虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定を受けている方は約7割で、そのうち約7割の方に認知症の症状がみられました。

現在、次のような取組みを通して、認知症高齢者やその家族を支える仕組みを整えています。

認知症サポーター等 地域で支えるまちづくり

オレンジリング
は認知症
サポーターの証



認知症サポート医



認知症初期集中支援チーム

認知症に対して
適時・適切な対応
を行います



認知症サポーター・認知症初期集中支援チームについては、石川県健康福祉部長寿社会課（電話 076-225-1498）へお問い合わせください。

認知症サポート医については、石川県健康福祉部地域医療推進室（電話 076-225-1468）にお問い合わせください。

高齢者虐待かも…と気付いたら、地域包括支援センターや市町担当窓口へ

市町高齢者虐待担当窓口一覧

(令和2年4月現在)

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
金沢市	地域長寿課	076-220-2288	野々市市	介護長寿課	076-227-6062
七尾市	高齢者支援課	0767-53-8463	川北町	福祉課	076-277-1111
小松市	長寿介護課	0761-24-8168	津幡町	福祉課	076-288-7952
輪島市	健康推進課	0768-23-1174	内灘町	福祉課 (地域包括支援センター)	076-286-6750
珠洲市	福祉課	0768-82-7746	志賀町	健康福祉課	0767-32-1111
加賀市	長寿課	0761-72-7864	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-8110
羽咋市	地域包括ケア推進室	0767-22-0202	中能登町	長寿介護課	0767-72-3133
かほく市	長寿介護課	076-283-7150	穴水町	住民課	0768-52-3621
白山市	長寿介護課	076-274-9529		ふれあい福祉課	0768-52-3650
能美市	我が事丸ごと推進課	0761-58-2234		いきいき健康課	0768-52-3589
			能登町	健康福祉課	0768-62-8516

その他の相談機関

認知症に関する相談

- ・公益社団法人 認知症の人と家族の会
(フリーダイヤル・通話無料) 0120-294-456 (10時~15時 土日祝を除く)
- ・認知症の人と家族の会石川県支部
電話相談 070-5146-1025 (木曜 13時~17時)

悪質商法などに関する相談

石川県消費生活支援センター
(電話) 076-255-2120
平日 9時~17時
土曜 9時~12時30分
(日曜、祝日、年末年始を除く)

法的トラブルに関する相談

法テラス石川 (金沢弁護士会館内)
(電話) 050-3383-5477
業務時間 平日 9時~17時